

# 令和8年度医療分野の研究開発関連予算等の資源配分方針

令和7年6月 日  
健康・医療戦略推進本部決定

## 1. 位置付け

医療分野の研究開発関連予算等の資源配分方針（以下「資源配分方針」という。）は、健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画（以下「推進計画」という。）に掲げられる施策を着実に推進するために、健康・医療戦略推進法（平成26年法律第48号）第21条の規定に従い、健康・医療戦略推進本部（以下「推進本部」という。）が毎年度、決定する方針である。

また、本方針は、令和8年度予算における医療分野の研究開発関連予算（国が定めた戦略に基づくトップダウンの研究を行うために、研究者や研究機関に配分される研究費等）の要求に当たっての留意点及び重点化すべき研究領域等について示すものである。

## 2. 健康・医療戦略推進本部による総合的な予算要求配分調整

医療分野の研究開発に当たり、推進本部は、健康・医療戦略に基づき、総合的な予算要求配分調整を行う。具体的には、推進本部は、毎年度の概算要求に合わせて、医療分野の研究開発及びその環境の整備に関する予算の配分の方針を作成し、関係府省に提示し、関係府省は本方針に基づいて、内閣府との間で推進計画の着実な実施や関係府省間での連携・役割分担の観点から必要な調整を行った上で、内閣府と共同して医療分野の研究開発関連予算の概算要求を行う。

### （1）全ての要求を内閣府へ提出

各省は、概算要求基準決定後速やかに、医療分野の研究開発関連予算についての全ての要求を、内閣府へ提出する。

当該予算の要求に当たって、各省は、内閣府の了解を得るものとする。

### （2）内閣府による各省ヒアリング

各省は、内閣府へ医療分野の研究開発関連予算に係る要求を提出後速やかに、内

閣府に対して要求内容について説明する。

#### (3) 内閣府と共同して概算要求

(2) の説明も踏まえ、内閣府は、所要の調整を行い、必要に応じ、要求内容の見直し等を各省に指示する。各省は当該指示を受け、要求内容の見直し等の対応を行うとともに、その対応状況を内閣府に報告し、その了解を得ることにより、内閣府と共同して概算要求を行う。

#### (4) 推進本部における取りまとめ

各省が内閣府の了解を得た後、推進本部において、医療分野の研究開発関連予算の要求を取りまとめ、財政当局へ提出する。

#### (5) 内閣府による予算折衝

内閣府において、各省と共同して、財政当局との予算折衝に当たるものとする。

### **3. 調整費の活用**

調整費は、予算配分を関係府省の枠にとらわれず、機動的かつ効率的に行うことの目的とするものであり、関係府省に計上した「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」(以下「AMED」という。)への集約対象となる予算に対して、AMEDのPD(プログラム・ディレクター)等による研究マネジメントの下で把握する研究現場の状況・ニーズを踏まえ、研究開発の進捗等に応じて、推進本部の決定により追加的に配分する。

### **4. 予算要求に当たっての留意点**

推進計画は、AMEDが、研究機関の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成されており、これに基づき医療分野の研究開発関連予算をAMEDに集約することにより、基礎から実用化まで切れ目ない研究支援を一貫的に行うこととしている。

関係府省は、こうした趣旨を踏まえ、令和8年度においても引き続き一貫的・事業を推進する観点から予算要求を行うこととし、統一的な交付要綱の下、一貫的・運用、成果の最大化を目指すこととする。

なお、全ての事業を通じて、以下の点に留意することとする。

- ・基礎研究段階を主な対象とする事業では、研究者が自由な発想で最大限に創造力を発揮できる研究環境の重要性に配慮して取り組むとともに、基礎研究・応用研究から臨床研究の各段階において特に有望なシーズをいち早く企業へ導出することを目指して実用化フローを強化する。
- ・成果の円滑な企業導出に向けて、早期から技術開発動向、疾患別の社会要請等も考慮しつつ、実現可能性、実用化インパクト、企業導出に必要なデータセットや知財の整備など出口戦略を明らかにして、魅力的なシーズの育成に取り組む。
- ・優れたシーズの実用化を加速するため、各補助等事業の間の連携を確保するための仕組みである「ペアリング」「マッチング」の実施に取り組み、その中において AMED より制度設計の変更が望まれる事業とその内容について具体的な提案があったときは、関係府省庁において適切に対応する。
- ・疾患領域に関連した研究開発においては、統合プロジェクト、事業、研究課題間の連携が常時十分に確保されるように運用する。
- ・全 8 統合プロジェクトに共通して、基礎から実用化までの一貫した研究開発の加速、新規モダリティの創出・育成、研究 DX、オープンサイエンスの推進、国際展開、性差を考慮した研究開発の推進、経済安全保障に配慮した研究開発等に取り組む。

## **5. 重点化すべき研究領域**

「経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月〇日閣議決定）」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月〇日閣議決定）」等に基づき、創薬力の強化とイノベーションの推進、医療・介護 DX、次なる感染症危機を見据えた研究開発などの重点化により、基礎から実用化まで一貫した医療分野の研究開発を強力に推進する。

その上で、健康・医療戦略及び推進計画に基づき、令和 8 年度に重点化すべき研究領域は、以下のとおり。

### **(1) 8 つの統合プロジェクト**

#### **① 医薬品プロジェクト**

国民に最新の医薬品を速やかに届けるため、創薬標的の探索から臨床研究・治験に至るまで、幅広い研究開発を行う。また、アカデミアやスタートアップに対

する絶え間ないシーズ開発支援により、革新的な新薬の創出を目指す。さらに、創薬研究開発に必要な高度解析機器・技術支援基盤及び大規模生産を見据えた製造技術基盤の構築や創薬エコシステムを構成する人材の育成・拡充など、研究開発力の向上に向けた環境整備に取り組み、持続可能な創薬力の強化を目指す。

令和8年度においては、アカデミアと企業のギャップを埋める仕組みとして、産学官共同創薬研究プロジェクト（GAPFREE）の取組において、アカデミア・企業連携による創薬研究を活性化することで、企業による医薬品の開発の開始が加速できるよう、産学官の強みを活かした創薬研究を推進する。

新たなテクノロジーや開発手法を活用した研究の推進として、研究早期からの企業連携・導出と事業化支援等を通じて、創薬に必要な要素技術の組み合わせによるモダリティの高機能化や、疾患応用研究との融合によるシーズ開発等を促進し、アカデミア発のバイオ医薬品の臨床ステージアップを推進する。また、がん研究の更なる充実に向け、革新的な治療法の開発につながる多様な分野を融合させた先端的な研究を推進するとともに、 $\alpha$ 線放出核種による革新的ながん治療・診断法の研究を推進する。さらに、社会的要請の高い難治性がんの克服や、新規モダリティ開発加速等を目指し、フラッグシップとなる研究支援の枠組みを構築する。くわえて、創薬ターゲット予測とシーズ探索を行うAIを産学官連携により新たに構築するとともに、DAIIAで構築済みのAIを融合させ、初期フェーズの創薬研究に活用できるAIプラットフォームを構築する等、創薬プロセス全体におけるAI活用を推進する。新規モダリティである核酸医薬品等の実用化に向け、薬剤送達技術を活用した医薬品の製造基盤技術の確立に取り組む。

新規モダリティ等に対応するレギュラトリーサイエンス研究として、治療と診断を一体化したセラノスティクスに適用される放射性医薬品等について、その特性を考慮した先端的な評価手法の開発やガイドライン等の作成を実施する。

医薬品の研究開発に関する環境整備として、創薬等のライフサイエンス研究に資する先端研究基盤の整備・強化や、共用設備・機器の充実と解析の効率化・遠隔高速化、データ駆動型研究を推進する。また、国際競争力のあるシーズ開発を目指し、先端解析技術を活用した大規模な臨床・マルチオミクスデータのレジストリを構築するとともに、新規モダリティ技術を活用した医薬品の非臨床試験・臨床試験等の各プロセスを効率化し、その実施を支える体制を強化する。さらに、小児や希少疾患等、医療ニーズが高いものの、企業の開発が進まない分野におい

て臨床研究等を促進するとともに、有効な治療法の開発支援を強化する。

## ② 医療機器・ヘルスケアプロジェクト

AI・IoT 技術や計測技術、ロボティクス技術等を融合的に活用し、診断・治療の高度化のための医療機器・システム、医療現場のニーズが大きい医療機器や、予防・高齢者の QOL 向上に資する医療機器・ヘルスケアに関する研究開発を行う。また、医療分野以外の研究者や企業も含め適切に研究開発を行うことができるよう、必要な支援に取り組む。

令和 8 年度においては、「医療ニーズに基づいた医療機器・ヘルスケアを開発するための研究開発の活性化」及び「革新的な医療機器・ヘルスケアが開発、上市、実用化されるための研究開発基盤・エコシステム形成などの環境の実現」に重点的に取り組む。

我が国の医療機器産業の国際競争力を強化するため、スタートアップとグローバル展開を担う既存企業との連携や、早期から米国をはじめとするグローバル市場への展開を視野に入れた取組、優れた製品を有する医療機器スタートアップに対する開発後期又は上市後の社会実装に向けたイノベーション創出と事業化を促進する。また、AI・ICT 等を活用した介護テクノロジーやデジタル技術を用いた医療機器などの研究開発及び社会実装等を促進するとともに、デジタル技術を融合的に活用し、疾患の治療・診断・予防に直接的に効果を発揮するプログラム医療機器の実用化を目指す。さらに、第 2 期医療機器基本計画において特に注力する分野として掲げられている医療従事者の業務の効率化・負担軽減に資する医療機器の開発を重点的に推進し、医療分野における省力化を推進する。くわえて、アカデミア・企業・臨床との連携を通じて、アカデミア発の独創的な技術シーズによる革新的な医療機器・システム開発を支援するとともにステージゲート評価を実施することで支援効果の最大化を図る。また、研究開発の初期段階から実用化に必要なコンサルティングをきめ細かく実施する体制を促進・強化し、伴走支援に取り組み、AMED 他事業又は企業への導出を推進する。さらに、若手研究者及び女性研究者を含む新規参入者から異分野を含む幅広いシーズ探索を促進する。

予防・健康づくり分野における、非薬物的介入手法のエビデンス構築、各疾患領域の学会における指針の作成・改訂、エビデンスに基づいたヘルスケアサービスの開発支援を実施する。また、AMED に新設するプライマリヘルスケア・プラッ

トフォームを通じて、学会指針の改訂や普及啓発を進めるとともに、医学会や産業界との連携による伴走支援により社会実装を加速する。さらに、医療機器開発のための企業人材等の育成・リスクリング、スタートアップへの起業・伴走支援及び医療機関と連携した医療機器の有用性を実証できる場を提供する拠点整備を引き続き行うとともに、医療機器の実証基盤の整備に向けた支援などを新たに行う。

### ③ 再生・細胞医療・遺伝子治療プロジェクト

新たな医療技術の臨床研究・治験の推進、これらの医療技術の製品化に向けた研究開発、治療に用いる細胞・ベクターの製造基盤強化、人材育成、新規市場開拓等を進め、有効な技術を実用化につなげる。また、再生・細胞医療と遺伝子治療の一体的な研究開発や臨床研究拠点の整備を進めるとともに、革新的な研究開発・基盤整備を進める。

令和8年度においては、引き続き、再生・細胞医療・遺伝子治療分野の基礎研究から実用化までの一貫した支援を推進する。特に、異分野連携を促進しつつ、引き続き将来的な実用化につながるシーズを育成するとともに、疾患特異的 iPS 細胞を用いた病態解明・創薬研究等を通じて、再生・細胞医療・遺伝子治療分野における基礎的・基盤的な研究開発を推進する。また、*in vivo* 遺伝子治療やその関連技術に関する治験や実用化の過程で明らかとなった課題への解決に資する臨床研究等についても支援し、再生・細胞医療・遺伝子治療の実用化を目指す。さらに、低コスト化やアンメットメディカルニーズを有する腫瘍領域への治療開発を目指した遺伝子改変 CAR-T 細胞療法等による非臨床試験及び医師主導治験の加速、及び導出に向けた製薬企業とのマッチング支援等を強化し、早期実用化を図る。引き続き、病態メカニズム理解に基づく再生・細胞医療・遺伝子治療などの新規モダリティ等を含む治療法の研究開発を支援し、シーズ探索研究の支援により治験準備に進む研究の増加、臨床試験・治験への移行支援を強化する。再生医療・遺伝子治療の産業化に向けて、遺伝子治療に用いる治療用ベクター及び遺伝子改変細胞の安定的かつ効率的な製造技術の開発等の製造基盤技術開発、自動化装置開発等を含む製造プロセス開発に加え、iPS 細胞等を活用した創薬支援ツールの開発等の支援を行う。

#### ④ 感染症プロジェクト

新興・再興感染症の基礎研究を推進するとともに、感染症のワクチン・診断薬・治療薬の開発、病態メカニズムの解明を重点的に行い、感染症の科学的知見の創出を促進する。エイズや肝炎についての新たな知見を獲得し、予防法・治療法の開発を促進する。

令和8年度においては、海外の研究拠点の活動を引き続き継続させるとともに、当該拠点で得られる検体・情報等を活用した研究や多分野融合研究等を通じ、今後の感染症対策に資する研究や人材確保を推進する。ワクチン・診断薬・治療薬をはじめとする感染症の医薬品等の開発、疫学調査や病態メカニズムの解明等の基盤研究を行い、国内外にまん延する感染症にかかる、救命・流行の抑制・社会活動の維持等の対策に必要な研究開発を推進する。

HIVと宿主との間の免疫学的な解析や感染機構の解明等を通して、HIV感染症の予防・治療、新規ワクチン等の免疫療法や薬剤耐性や副作用の問題の解決や根治治療に資する新たな作用機序をもつ抗HIV薬の創出、既存の抗HIV療法の効果を上げるシーズを探索する。また、HIV感染合併症等の病態解明と治療法開発を推進し、患者のQOLや予後の改善に資する研究を実施する。さらに、肝炎ウイルスの病原性発現の解析、ウイルス制御後、及び慢性肝炎からの発がん予防に関する研究を推進する。革新的技術を用いた肝線維化、及び発がん機構の解明並びに治療法に関する研究を支援する。B型肝炎ウイルス感染実験モデルや新規技術を用いた創薬ターゲットの探索・同定を行い、社会への実用化に向けた治療法の確立を目指す。

また、令和7年4月に設立された国立健康危機管理研究機構（以下、「JIHS」という。）と連携し、次のパンデミックを見据えた研究開発、研究開発基盤の強化及び感染症の科学的知見の創出を促進し、感染症に対する危機管理能力の強化を目指す。

ワクチン・診断薬・治療薬など感染症危機対応医薬品等（以下、「MCM」という。）開発戦略の策定の議論を行い、MCMに関する基礎研究から実用化までの一貫した研究開発の支援を通じて、感染症有事に対して平時からの準備を着実に進めるとともに、AMED及びJIHSと連携しつつ、MCMに関する研究開発・実用化を実行できる環境を整備する。

また、先進的研究開発戦略センター（SCARDA）を通じたワクチン開発のための

世界トップレベル研究開発拠点の形成や、人材育成、産学官の出口を見据えた研究開発、重点感染症に対するワクチン等の開発を、引き続き進める。

##### ⑤ データ利活用・ライフコースプロジェクト

がん、難病、認知症等の疾患レジストリ、ゲノム・コホート研究で得られた成果や検体に関する情報をデジタル化した加工データ基盤の整備・利活用を促進し、ライフコースを俯瞰した疾患の発症・重症化予防、病態解明、診断、治療等に資する研究開発を推進することで、ゲノム医療、個別化医療の実現を目指す。また、医療分野の研究開発等におけるデータ利活用を加速するようデータ基盤整備に取り組む。特に、AMED が支援した研究開発で得られたデータを共有する仕組みを整備し、運用する。

令和 8 年度においては、「全ゲノム解析等実行計画 2022」に基づき、患者起点・患者還元原則の下、患者家族や市民の視点を取り入れながら、がん・難病に係る創薬推進等のため、臨床情報と全ゲノム解析の結果等の情報を連携させ搭載する情報基盤を構築し、その利活用に係る環境を早急に整備し、研究・創薬などへの活用、新たな個別化医療の導入を進めるとともに、より早期の患者還元を着実に進めていく。休薬・減薬を含む効果的・効率的な治療に関する研究について、高額な薬剤による投与方法等の検討や高額薬剤に限らない医療費削減を行う治療法の開発を前提とした研究を引き続き実施するとともに、厚生労働省で実施している休薬・減薬を含む効果的・効率的な治療につながる研究シーズを探索するための調査分析事業で得られた結果の反映を検討する。また、新たながん予防法、発がんリスクの評価手法の確立に資する大規模な複合要素データベースの構築、個別化医療の推進に伴う治療選択の複雑化を見据えた臨床研究体制の構築を推し進めるとともに、AI 等の新たな科学技術を活用した研究、臨床上の課題解決につながる研究の支援を強化する。さらに、希少難治性疾患のエビデンス創出・医療機器の開発・病態解明研究などを推進し、ゲノム医療・個別化医療の実現を目指す。くわえて、既存データを用いて作成する AI を活用したプログラム医療機器開発及び既存の AI を活用した新たなプログラム医療機器開発を支援し、医療従事者の負担軽減につなげる AI 技術を医工連携により開発し、開発された AI 技術を実装するための基盤整備を進める。また、様々な疾患の診療において遠隔でも専門診療が可能な D to D や D to P 等の診療体制についても、どこでも最先端・最適

な医療を継続して提供できるよう継続して支援する。創薬等の出口を見据え、ゲノム情報を含むオミックス情報、臨床情報等を用いたデータ駆動型研究を加速するとともに、それらの研究開発を支える情報基盤として、大規模解析等を促進するための基盤整備・機能強化を実施する。

データ利活用基盤については、すでに我が国にあるデータ基盤と連携しつつ、AMED 事業から生み出される品質管理された研究開発データを産業界も含めた第三者が横断的に利活用できるよう、セキュリティの確保を推進する。また、引き続き三大バイオバンクを維持・発展・連携させるとともに、バイオバンクの更なる利活用促進により革新的な創薬等につなげるため、ゲノム等の臨床試料と電子カルテから抽出した精度の高い臨床情報を収集・整備するとともに、臨床情報等を充実させたコホート・バイオバンク連携を強化する。さらに、これまでに構築した基盤を活用し、複数の疾患領域における有効な PHR 利活用のユースケース創出の検証を行うとともに、民間 PHR サービス等を介し、データの閲覧や活用を行うにあたり、既存の交換規格の特色や PHR の標準化に係る国際動向を踏まえ、相互運用性を確保する仕組みを検討する。

ライフコースについては、特に、認知症、循環器疾患・糖尿病等の生活習慣病、免疫アレルギー、成育、女性の健康、腎疾患、慢性の痛み等において、生殖・妊娠期から老年期までのライフコース視点や性差に基づく健康課題対策に資する研究開発を実施する。例えば、認知症等の脳神経疾患の本態解明に資する研究開発や研究基盤の整備、認知症研究プラットフォームの構築等により、新たな診断・治療法等の認知症研究を推進する。また、生活習慣の管理、健康診断・保健指導、循環器疾患・糖尿病等生活習慣病の病態解明や治療法の確立、患者の生活の質の維持・向上などの幅広いテーマを対象に、基礎から実用化までの一貫した研究開発を推進する。免疫アレルギーに関しては、疾患の病因・病態の解明等に関する研究や予防、診断及び（根治的）治療法に関する質の高い研究に立脚した「成果やシーズ」を着実に実用化プロセスに乗せて、新規創薬、医療技術、医療機器等の研究開発等を促進し、患者の QOL の維持・向上を目指す。生殖・妊娠期、胎児期、新生児期、乳幼児期、学童・思春期、若年成人期等の各ライフステージの課題や、次世代を創出し育成する一連の「成育サイクル」の観点から、健康課題克服に向け、病態の解明と予防及び治療のための研究開発とその実用化を推進する。人生の各段階に応じてその心身の状況が大きく変化する女性の健康に

関し、性差を考慮した健康課題を含め、研究事業とその実用化を推進する。国民の生命や生活の質に支障を来す腎疾患に関する研究の一層の充実を図るため、エビデンスに基づくガイドラインの作成及び更新並びに病態の解明及び治療法開発を行い、新規透析導入患者の減少と患者 QOL の維持向上を目指す。慢性の痛みについて、病態解明や客観的な評価法や効果的な治療法開発により、痛みを有する者の QOL 向上と痛みによる社会的損失の軽減につなげることを目指す。

#### ⑥ シーズ開発・基礎研究プロジェクト

アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制を構築し、新規モダリティの創出に向けた画期的なシーズの創出・育成等の基礎的研究を推進するとともに、先進国や政策上重要な国々との国際共同研究を強化する。

令和 8 年度においては、アカデミアシーズの創出・育成について、アカデミアの組織・分野の枠を超えた研究体制の下、先端的研究開発を推進する。また、社会に貢献する脳科学を目指し、ヒトの高次脳機能の解明等を進めるとともに、基礎と臨床、アカデミアと産業界の連携の強化により、認知症等の脳神経疾患・精神疾患の画期的な診断・治療・創薬等シーズの研究開発を推進する。また、データ駆動型研究に向けて、これまで構築したヒト脳に係る生体試料等の研究基盤を強化する。さらに、100 歳まで健康不安のない未来社会を展望し、実現に向けてムーンショット型の研究開発を推進する。

我が国における最高水準の医療の提供や、地球規模課題の解決等に貢献するため、国際共同研究を推進する。特に、昨今の健康・医療分野の研究開発に関する国際情勢の変化を踏まえ、先進国等、政策上重要な国々との国際共同研究を強化し、国際頭脳循環や国際連携を一層促進する。また、令和 7 年度から開始した若手支援の取組、及び対象国としてアジア以外の国（特にアフリカ）での実装研究を継続して推進する。さらに、低・中所得国を対象とする他事業で得られた知見や技術の実装化を応用することにより、他事業で国際共同研究が実施された国に加えて、他国への展開も視野に研究を行う。

#### ⑦ 橋渡し・臨床加速化プロジェクト

「革新的医療技術創出拠点」の機能を活用して基礎研究から臨床試験段階までの一貫した橋渡し研究開発支援を行うシーズ研究費事業等を強化するとともに、

臨床研究中核病院について、国際共同治験の能力を強化するよう国際水準の臨床試験実施体制の整備を進める。

令和8年度においては、橋渡し研究支援機関（文部科学大臣認定）を核として、アカデミア等の優れたシーズの発掘、臨床研究・実用化への効果的な橋渡し研究を切れ目なく支援するとともに、異分野融合、産学連携等を推進する。また、革新性が高く実用化までのリスクが高いアカデミア発シーズのスタートアップを介した研究開発を引き続き推進する。革新的な医薬品等の開発に取り組むスタートアップ等を臨床研究中核病院が支援する体制を構築し、スタートアップ等によるFIH 試験を含む臨床試験の実施促進を図る。また、臨床研究中核病院において、国際水準の臨床試験実施体制整備を推進する。

さらに、先端的な医療や臨床試験を実施する大学病院等の研究開発力の向上に向けた環境整備を引き続き推進する。

くわえて、日本主導の国際共同治験の強化へつなげ、治療薬等の開発・供給の加速を目指すため、アジア地域の拠点整備や人材育成等、アジア地域における臨床試験・治験ネットワークの構築を進める。

## ⑧ イノベーション・エコシステムプロジェクト

創薬ベンチャーに対する非臨床試験段階から臨床試験段階までの研究開発及びベンチャーキャピタルによるハンズオン支援を強化するとともに、産学連携による研究成果の実用化を推進し、革新的新薬のグローバル開発、さらには我が国が世界の創薬エコシステムの一部として機能することを目指す。その際、他のプロジェクトの成果が着実に実用化につながるようプロジェクト横断的に出口戦略を見据えた連携を模索する。

具体的には、適切な能力でハンズオン支援を行う国内外のベンチャーキャピタルの認定を進めるとともに、認定ベンチャーキャピタルが出資するベンチャー企業への非臨床・治験段階の開発支援を行う。認定ベンチャーキャピタル及び創薬ベンチャーの公募は引き続き実施する。また、希少疾患、異業種連携の必要性等のために単独のアカデミアや企業では取り組みにくい研究開発領域について、スタートアップ企業も巻き込みつつ、複数年にわたる幅広い産学連携での医薬品等の研究開発を進める。さらには、ベンチャーキャピタルの視点や承認の成功・失敗体験等に基づいて他のプロジェクトの出口戦略を調整することによって、より

多くの優良なシーズが生み出され、円滑なベンチャー企業への出資等につなげる  
ことを目指す。実用化の視点でのイノベーションの促進とグローバル開発を意識  
した創薬エコシステムの構築を通じて、我が国の創薬環境の抜本的な改善を図る。

## (2) インハウス研究開発等

関係府省が所管するインハウス研究機関が行っている医療分野のインハウス  
研究開発については、各機関の特性を踏まえつつ全体として戦略的・体系的な研究  
開発を推進していく。その際、インハウス研究機関自らが研究開発を行うものでは  
ないが、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の  
一部を改正する法律」（令和7年法律第37号）による「革新的医薬品等実用化支援  
基金」の造成及び同基金を活用した事業を着実に推進するとともに、統合プロジェ  
クトにおける取組との連携やその成果の活用に取り組む。このために、推進本部の  
事務局、関係府省、インハウス研究機関及びAMEDの間で情報共有・連携を恒常的に  
確保するとともに、研究開発予算を効率的に運用しつつ成果を最大化するために、  
施設間の連携に関する実態把握や成功事例の共有に努め、研究設備等の供用を促進  
する。

## 6. 施策の検証と予算への適切な反映

推進本部の下で、内閣府は、関係府省とともに、施策の検証と必要に応じた見直し、  
予算への反映等を行う。具体的には、推進計画に掲げた具体的施策を関係府省の連携  
の下で実施し、定期的なフォローアップにより進捗状況を適切に把握・検証し、その  
検証結果に基づき、必要に応じて施策の実施内容を見直すとともに予算への反映等の  
必要な措置を講じる。